

司法試験

---

確認テスト 民法

問題

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 239042

LL23904



## 第1問 (短答式・肢別正誤判定)

以下の文章の正誤を判定せよ。判例があるものはそれに従うものとする。  
(1点×50問)

- 1 Aがその所有する不動産をBに売却する旨の契約が締結され、これに基づきAからBへの所有権移転登記がされた場合において、Aが詐欺を理由としてその意思表示を取り消したときには、その旨の登記をしなければ、その取消し後にBからその不動産を買い受けたCに対抗することができないが、Aが強迫を理由としてその意思表示を取り消したときには、その旨の登記をしなくても、その取消し後にBからその不動産を買い受けたCに対抗することができる。
- 2 Aは、その所有する甲土地についてBと仮装の売買契約を締結し、その旨の所有権移転登記をした。その後、Bがこの事情を知らないCに甲土地を売却した場合、BからCへの所有権移転登記がされていないときでも、Aは、Cに対し、AB間の売買契約の無効を主張することができない。
- 3 代理権を有しない者がした契約を本人が追認する場合、その契約の効力は、別段の意思表示がない限り、追認をした時から将来に向かって生ずる。
- 4 成年後見人は、やむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。
- 5 夫が、日常の家事の範囲を越えて、妻を代理して法律行為をした場合、相手方において、その行為がその夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当の理由があるときは、権限外の行為についての表見代理に関する規定の趣旨が類推され、妻は夫がした法律行為によって生じた債務について、連帯してその責任を負う。
- 6 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に追認するか否かを催告することができ、本人がその期間内に確答をしないときは、追認したものとみなされる。
- 7 無権代理人が本人を他の相続人と共に共同相続した場合において、他の共同相続人の一人が追認を拒絶したときは、無権代理行為は有効にならない。
- 8 Aが所有する不動産についてBが占有を継続したことにより取得時効が完成しても、Bは、その登記をしなければ、その後にAからその不動産を取得したCに対しては、時効による権利の取得を対抗することができない。

- 9 不法行為に基づく損害賠償請求権は、不法行為の時から20年間行使しない場合、時効によって消滅する。
- 10 時効期間が経過する前に、債務者が債権者の代理人に対し支払猶予の申入れをした場合、その債権の消滅時効は更新する。
- 11 先順位抵当権の被担保債権の消滅により後順位抵当権者に対する配当額が増加する場合、当該後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができる。
- 12 債務者が、消滅時効完成後に債権者に対して債務を分割して支払う旨の申出をした場合には、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その時効を援用することは許されない。
- 13 A所有の甲土地に権原なく乙建物を所有しているBがCに乙建物を売却し、CがBからの乙建物の所有権移転登記を経由した後、CがDに乙建物を売却した場合には、DがCからの乙建物の所有権移転登記を経由していないときであっても、Aは、Cに対し、乙建物の収去及び甲土地の明渡しを求めることができない。
- 14 Aがその不動産をBに譲渡し、その後AがCに同一不動産を譲渡し、さらにCが同一不動産を転得者Dに譲渡し、AC間及びCD間の所有権移転登記が行われた場合において、CがBとの関係で背信的悪意者に当たるが、D自身がBとの関係で背信的悪意者と評価されないときは、Dは、所有権の取得をBに対抗することができる。
- 15 Aが、A所有の甲建物をBとCに二重に売却し、AからBへの所有権移転登記も、AからCへの所有権移転登記もされていない時に、Dが甲建物を勝手に占拠した場合、Bは、AからBへの所有権移転登記をするまでは、Dに対し、所有権に基づき甲建物の明渡しを請求することはできない。
- 16 AからBCが共同相続した不動産について、Cが単独で相続した旨の不実の登記をし、Dに売却して所有権移転登記をした場合、Bは、Dに対し、登記をしなければ自己の持分の取得を対抗することができない。
- 17 Aがその占有する時計をBに売却した場合において、その売買契約の際に、以後AがBのために占有する意思を表示したが、当該時計の引渡しは現実にはされていないときは、Bは即時取得により当該時計の所有権を取得することができない。
- 18 Aは、BがCから賃借していた宝石を盗み、Dに贈与した。Dが宝石をAの所有物であると過失なく信じて現実の引渡しを受けた場合、Bは、宝石の盗難時から2年間は、Dに宝石の回復を請求することができる。

- 19 共有物の共有者の1人が他の共有者との協議を経ないで第三者に共有物を貸した場合、第三者によるその占有を承認しなかった他の共有者は、当該共有物を占有している第三者に対し、当然には当該共有物の引渡しを求めることができない。
- 20 Aが死亡し、その相続人の不存在が確定するとともに、甲土地がAの特別縁故者に対する財産分与の対象にもならなかったときは、Aの有していた甲土地の持分はBに帰属する。
- 21 AがBから甲建物を賃借し、Bに敷金を交付していた場合において、その賃貸借契約が終了したときは、Aは、敷金が返還されるまで甲建物を留置することができる。
- 22 Aが所有する甲土地にBが所有する乙建物があるところ、甲土地にCのために第一順位の抵当権が設定された後、Bが甲土地の所有権を取得し、甲土地にDのために第二順位の抵当権を設定した場合において、Cの抵当権が弁済により消滅し、その後、Dの抵当権の実行によりEが甲土地を取得したときは、法定地上権が成立する。
- 23 抵当権の被担保債権について不履行があった場合であっても、抵当権の効力は、その後生じた抵当不動産の果実には及ばない。
- 24 所有する土地に譲渡担保権を設定した債務者は、債務の弁済期が経過した後は、債権者が担保権の実行を完了する前であっても、債務の全額を弁済して目的物を受け戻すことはできない。
- 25 AがBに建物を賃貸し、BがAの承諾を得てCに同建物を転貸した場合において、AとB間の賃貸借契約がBの債務不履行を理由とする解除により終了したときは、AがCに建物の返還を請求しても、Aが転貸借を承諾していた以上、BとC間の転貸借契約におけるBのCに対する債務は履行不能とはならない。
- 26 判例によれば、離婚に伴う財産分与請求権は、審判によりその具体的内容が確定したときは、財産分与を受ける者の債権者が債権者代位の目的とすることができる。
- 27 債権者が債務者に属する権利を行使するためには、被保全債権がその権利の発生の前の原因に基づいて生じたものでなければならない。
- 28 債務超過の状態にある者が離婚に伴う財産分与として配偶者に金銭の給付をする旨の合意は、その額が財産分与として不相当に過大で、財産分与に仮託された財産処分と認められる事情がある場合、不相当に過大な部分について、その限度において詐害行為として取り消すことができる。

- 29 債務者が自己の第三者に対する債権を譲渡した場合において、債務者がこれについてした確定日付のある債権譲渡の通知は、詐害行為取消権行使の対象とならない。
- 30 債権が二重に譲渡され、確定日付のある証書による通知が同時に債務者に到達したときは、譲受人の一人から弁済の請求を受けた債務者は、同順位の譲受人が他に存在することを理由として弁済の責任を免れることができる。
- 31 譲渡制限の意思表示がされた債権の差押えがされた場合、当該債権の債務者は、差押債権者に対し、譲渡制限の意思表示がされたことを理由としてその債務の履行を拒むことはできない。
- 32 債権が不法行為によって生じたときは、その債権者は、その債権を自働債権として相殺することができる。
- 33 時効によって消滅した債権を自働債権とする相殺をするためには、消滅時効が援用された自働債権は、その消滅時効期間が経過する以前に受働債権と相殺適状にあったことを要する。
- 34 車両同士の交通事故が双方の運転者の過失に基因して発生し、双方に物的損害のみが生じた場合、一方の運転者は、双方の損害賠償債権を対当額において相殺することができる。
- 35 未成年者が行為能力の制限を理由に動産売買契約を取り消した場合、両当事者が互いに負う返還義務は、同時履行の関係にある。
- 36 解除権が行使された場合の原状回復において、金銭以外の物を返還するときは、その物を受領した時以後に生じた果実をも返還する義務がある。
- 37 判例によれば、数量を指示してした土地の売買において数量が超過する場合には、売主は、数量が不足する場合の代金の減額に関する民法の規定の類推適用により、代金の増額を請求することができる。
- 38 買主が売主に手付を交付した場合、売主が手付の倍額を償還して契約を解除するためには、口頭により手付の倍額を償還する旨を告げ、その受領を催告すれば足りる。
- 39 賃借人が適法に賃借物を転貸し、その後、賃貸人が賃借人との間の賃貸借を合意により解除した場合、賃貸人は、その解除の当時、賃借人の債務不履行による解除権を有していたときであっても、その合意解除をもって転借人に対抗することはできない。
- 40 賃借人は、賃貸借の目的建物の保存のために必要な費用を支出した場合、賃貸借が終了する前であっても、直ちにその費用の償還を賃貸人に請求することができる。

- 41 仕事の目的物の契約内容の不適合が注文者の与えた指図によって生じたときは、請負人は、その指図が不適當であることを知りながら注文者に告げなかったときであっても、担保責任を負わない。
- 42 受任者がある委任事務処理の必要上負担した債務を委任者に対し受任者に代わって弁済することを請求する権利については、委任者がこれを受働債権として相殺することはできない。
- 43 事務管理の管理者が本人の名でした法律行為の効果は、事務管理の効力として直接本人に帰属する。
- 44 Aの不法行為により未成年者Bが重傷を負った場合において、Bが事理弁識能力を有していなかったときであっても、その損害の発生についてBの親に監督上の過失が認められるときには、Aは、過失相殺による損害額の減額を主張することができる。
- 45 使用者が被用者の加害行為につき使用者責任に基づいて第三者に損害賠償をした場合であっても、使用者の被用者に対する求償権は生じない。
- 46 不法行為による生命侵害の場合、被害者が加害者に対して取得した慰謝料請求権は、被害者の相続人に相続される。
- 47 判例によれば、内縁の夫婦の一方が死亡したときは、他の一方は、財産分与に関する民法の規定の類推適用により、遺産について財産分与を請求することができる。
- 48 15歳未満の者は、その者の法定代理人が本人に代わってする承諾又は家庭裁判所の許可があれば縁組をすることができる。
- 49 共同相続人であるAとBの間で遺産分割協議が成立した場合において、Aがその協議において負担した債務を履行しないときであっても、BはAの債務不履行を理由に遺産分割協議を解除することはできない。
- 50 代襲相続は、被代襲者が死亡した場合には認められるが、被代襲者が相続欠格又は推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）の廃除によって相続資格を失った場合には認められない。

## 第2問 (記述式)

以下の問いに答えよ。判例があるものはそれに従うものとする。

(2点×25問)

- 1 権利外観法理とはどのような考えか、説明せよ。
- 2 無効と取消しとの違いについて、以下の空欄を補充せよ。  
「取消しは無効とは異なり、取り消されるまでは有効と扱われ、錯誤・詐欺・脅迫を理由とする取消しをすることができる者は（ ）に限られる。また、取消権は（ ）から5年間、行為の時から20年が経過すると、時効によって消滅する」
- 3 親権者が子の所有する不動産に対し、第三者（親権者の知人など）の債務の担保として抵当権を設定する行為は108条2項にいう「代理人と本人との利益が相反する行為」にあたるか、理由と併せて説明せよ。
- 4 後順位抵当権者は、先順位抵当権者の有する被担保債権の消滅時効を援用することができるか、①自らが援用権者として援用する場合、②他の援用権者の援用権を行使する場合に分けてその可否を説明せよ。
- 5 時効完成後に、援用権者が時効完成を知らずに債務の存在を前提とする行為（債務承認などの自認行為）をした場合、援用権者は後に改めて時効を援用することができるか、理由を付して答えよ。
- 6 不動産賃借権の時効取得の可否について、以下の空欄を補充せよ。  
「（ ）が存在し、かつ、（ ）ときは、民法163条に従い土地賃借権の時効取得が可能である」
- 7 以下の文章を補充せよ。  
「177条にいう「第三者」とは、客観的には（ ）者であって、主観的には（ ）者をいう」



8 物権変動が生じる時期は、原則として契約時であるが、直ちに物権変動を生ぜしめるにつき障害があるときは、例外的に契約時以降に物権変動が生じる。

①かかる例外にあたる具体例を1つ挙げた上で、②いつの時点で物権変動が生じるか、答えなさい。

9 賃貸借契約終了後、賃貸人に対する敷金返還請求権を被担保債権として、賃借人が賃貸目的物を留置することはできるか、理由を付して答えよ。

10 抵当権者が、占有権原ある占有者（例：抵当権設定登記後に賃借権の設定を受けた抵当不動産の賃借人）に対して抵当権に基づく妨害排除請求権を行使する要件、及び効果について、以下の空欄を補充せよ。

「抵当権設定登記後に抵当不動産の所有者から占有権原の設定を受けてこれを占有する者についても、（ ）目的が認められ、その占有により（ ）状態があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、上記状態の排除を求めることができる。

また、抵当権に基づく妨害排除請求権の行使に当たり、抵当不動産の所有者において（ ）が期待できない場合には、抵当権者は、占有者に対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることができる」

11 債務不履行に基づく「損害」の意義を説明せよ（なお、因果関係については言及しなくともよい）。

12 安全配慮義務の意義を述べよ。

13 特定物を目的とする売買契約において、売主が履行を提供したにもかかわらず買主が受領を拒否した場合、買主の受領拒否を理由として売主は売買契約を解除することができるか、説明せよ。

14 対抗要件を備えていない不動産賃借人が、目的不動産を不法占有する者に対し、明渡しを求める手段を説明せよ（ただし、賃貸人としての義務（賃借人に目的物を使用収益させる義務）の履行を求める方法は除く）。

15 以下の空欄を補充せよ。

「離婚に伴う財産分与は、( ) 特段の事情のない限り、詐害行為とはならないが、離婚に伴う財産分与として金銭の給付をする旨の合意がされた場合において、右特段の事情があるときは、( ) 限度において詐害行為として取り消されるべきである」

16 以下の空欄を補充せよ。

「債権の二重譲渡において、確定日付ある通知が同時到達した場合、各債権者は債務者に対し( )できるが、債務者は、( )すれば免責される。また、弁済を受けることのできなかった譲受人は、他方譲受人に対し、( )を請求することができる」

17 以下の空欄を補充せよ。

「弁済をするについて正当な利益を有しない第三者が、債務者の意思に反して弁済するときには弁済の効力は生じないが、ここにいう『正当の利益』とは( )を有することをいう。また、かかる場合でも、( )ときは弁済は有効となる」

18 以下の空欄を補充せよ。

「弁済の提供の効果として、債務者は( )を免れること、相手方の( )を奪うこと、債務者は( )ができるようになること等が挙げられる」

19 複数の給付を目的として2個以上の契約が行われた場合において、その一部の契約の債務不履行を理由に他の契約を解除することができるのはいかなる場合か、説明せよ。

20 賃貸借契約中に①適法に賃貸人の地位の移転が生じた場合、②適法に賃借人の地位の移転が生じた場合のそれぞれにつき、敷金関係の承継はなされるか、根拠と併せて答えよ。

21 賃貸目的物が賃貸人Aから第三者Cに譲渡された場合、Cからの所有権に基づく明渡請求に対し、Bが自己の賃借権をCに主張することができる方法を具体的に述べよ。

- 22 適法な転貸借がなされていた事例において、原賃貸借契約が合意解除されたことを理由として賃貸人(所有者)が転借人に対して明渡請求をした場合の法律関係を説明せよ。
- 23 和解契約を錯誤を原因として取り消すことが認められる場合はあるか、説明せよ。
- 24 認知症にり患した成年被後見人ではない患者(不法行為上、責任能力が認められない者とする)の介護にあたる家族が民法714条の責任を負う場合はあるか、説明せよ。
- 25 使用者は、被用者に対する求償権(715条3項)を無制限に行使できるか、説明せよ。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL23904